

中小企業人材確保事業 奨学金返還支援事業（広報業務） 企画提案書等作成要領

1 企画提案書への記載事項について

(1) 「企画提案書（様式任意）」について

貴社の本事業の進め方について、次の事項等をご提案ください。

項目	提案内容
1 事業全体の方針・進め方	<p>(1) コンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業全体を通じた貴社のコンセプト（奨学金返還支援事業の目的・趣旨を踏まえ記載すること） <p>(2) 事業の実施体制・実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施体制、類似事業の受託実績（様式2に記載） ※法人等の業務履歴は、今回募集する業務と類似するものや関連するものを5件まで記載すること。なお、発注者欄は、民間の場合は「民間」とのみ記載すること（企業名の特定は不要）。また、自主事業の場合は「自主」と記載すること。 <p>(3) 工程・スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業全体の工程・スケジュール
2 事業の内容及び実施方法	<p>次に記載する内容について、20 ページ以内で分かりやすく記載すること。</p> <p>(1) ポータルサイトの管理・運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理・運営作業の概要・流れ（委託者と受託者の役割分担が分かるように記載すること） ・セキュリティ対策について ・その他、管理・運営にあたり必要な事項 <p>(2) 企業からの申請受付への対応に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請機能の概要、仕組み ・管理画面のイメージ、簡単な操作方法 ・登録企業申請画面のイメージ、簡単な操作方法 ・登録企業が使いやすくなるよう工夫する点 <p>(3) サイトの魅力を高めるコンテンツの作成に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特集コンテンツの内容、コンセプト等 ・画面イメージ及びポータルサイト内の配置場所 ・登録企業及び求職者の興味をひくよう工夫する点 ・SNS等で広く拡散させるよう工夫する点 <p>(4) リーフレット・ポスター・PR資材に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット・ポスターのデザインイメージ ・PR資材を選定した理由（なぜその資材としたか） ・PR資材のデザインイメージ ・PR資材とポータルサイトを関連させる工夫
3 その他	<p>より良いポータルサイト・広報物とするため、貴社独自の発想・創意工夫、ノウハウや専門知識を活用したアピールポイントがあれば具体的に記載すること。</p>

(2) 企画提案にあたっての留意事項

- ア 企画提案は、1者につき1提案までとする。
- イ 書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ウ 提出された書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- エ 提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。

2 経費積算書について

経費積算内訳書（様式任意）に計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限るものとし、本事業の目的・性質になじまない経費を計上することはできない。

対象事業経費（この一覧にないものは、県と協議すること）

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者にかかる人件費 【例】事務局スタッフ 等
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な出張にかかる経費
謝金	講師・コーディネーター等謝金・旅費、MC人件費 等
物品購入費	事業に使用されることが特定・確認できるもの ※3万円以上の物品調達はリースとすること ※購入した物品の所有権は県に帰属する
消耗品費	文房具、P P C用紙、プリンタートナー、封筒等の購入にかかる経費
印刷製本費	ちらし、ポスター、報告書等の印刷製本に関する経費
広告宣伝費	広報活動にかかる経費 【例】新聞広告掲載料 等
使用料・賃借料	会場使用料、音響設備借上料、P Cリース料 等
補助職員人件費	事業に従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 【例】通信運搬費（電話代、郵送料、インターネット接続料、メール使用料） 等
III. 一般管理費	その他の事業との切り分けが困難なものについて、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。

※経費項目 I から III を合計した数値に、消費税率 10% を掛けた数値を全額として積算すること。